



- 目次 A【お知らせ】 最近の法改正等の情報
  - :食品表示基準の改正
- B【シリーズ】 食品表示案内 第30講 個別
  - :トマト加工品の表示について
- C【コラム】 ちょっと深く、考える
  - :加工用トマトのブリックスについて

# 【最近の法改正等のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

- ◆第14次改正 食品表示基準の一部を改正する内閣府令(内閣府令第88号)が令和7年10月1日に公示され、この府令は公布の日の令和7年10月1日から施行されました。
- ◆また、上記改正に合わせ同日の10月1日に、「食品表示基準Q & A」が第21次改正されています。

## ■改正内容

<機能性表示食品に係る容器包装上の機能性関与成分以外の成分を強調する用語の表示の見直し>  
表示禁止事項である機能性関与成分以外の成分を強調する用語のうち、成分を添加していないこと、成分を含まないこと等の表示については、一般的な食品と同様に容器包装上への表示を可能とするように改正されました。

### 食品表示基準第9条(表示禁止事項)

#### 八 機能性表示食品にあっては、次に掲げる用語

□ 第七条の規定に基づく栄養成分の補給ができる旨の表示及び栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示をする場合を除き、消費者庁長官に届け出た機能性関与成分以外の成分(別表第九の第一欄に掲げる栄養成分を含む。)を強調する用語



□ 消費者庁長官に届け出た機能性関与成分以外の**成分**(別表第九の第一欄に掲げる栄養成分を除く。)を**含む**ことを強調する用語

### 第30講 トマト加工品の表示について 【個別】

#### ■ トマト加工品の食品表示基準別表の改正

個別品目ごとの表示ルールは横断的な基準に合わせて見直しがされ、すでに19品目は2025年4月から法改正が済みました。残り22品目につきましては今年度中に改正の予定となっています。

トマト加工品については、定義、名称、原材料名、名称規制、追加的な表示事項、表示の様式については一部修正を加えて現状維持として、それ以外の表示禁止事項は横断ルールに合わせて廃止となる予定です。

#### ■ トマト加工品の定義

トマトの定義は学名を廃止して「完熟したトマトの果実をいう」に改正されます。あいまいな表現ですが、収穫した後、追熟している生食用トマト（ピンク系トマト）と異なり、加工用トマト（赤系トマト）は枝切り、抜根しないで完熟したことを明確にしておきたいとの業界の意向からこのような表現で定義されました。完熟の指標は世界共通のリコピン値を用いています。

#### ■ 濃縮トマトの定義の修正

濃縮トマトには、ピューレーとペーストがあり、あわせて濃縮トマトという表現です。ペーストは、およそ6倍濃縮しており、ピューレーはおよそ3倍濃縮しております。今回濃縮トマトの定義を従来の濃縮して無塩可溶性固形分が8%以上のものと、これにpH調整剤（レモンを含む。以下同じ）を加えたものの2つに分けます。これは次の理由からです。

現在、加工用トマトは酸性食品として認識されており、現行ルールは「濃縮トマト」においてpH調整剤は使えないことになっていますが、加工用トマトは品種変化などにより、近年トマトのpHが上昇してきています。このため、食品安全上の観点から ボツリヌス菌が増殖しないpH4.6以下までコントロールすることが目的です。

参考文献:個別品目ごとの表示ルール見直し分科会

※続きはPage 2-2（会員）で記載しています。

トマト加工品は「加工用トマト」を原料としています。「加工用トマト」は完熟したものを収穫したものです。また、完熟トマトは赤系のトマトであり、完熟の指標はリコピン値が用いられています。

### ■食品表示基準 トマト加工品の可溶性固形分(ブリックス)

	基準・定義 可溶性固形 分	同定義 無 塩可溶性固 形分	その他	備考
加工用トマト(完熟トマト)				およそブリックス4%以上
濃縮トマト		8%以上		定義から2倍濃縮
トマトピューレー トマトペースト		24%未満	およそ3倍濃縮	$4 \times 3 = 12$ 24%未満
		24%以上	およそ6倍濃縮	$4 \times 6 = 24$
トマトソース	8%以上25% 未満		【使用不可】野菜類以外の 農畜水産物	
トマトミックスソース	(⇒25%以上)		【使用可能】果実、畜肉、 魚肉又はこれらの加工品	
トマトケチャップ	25%以上			

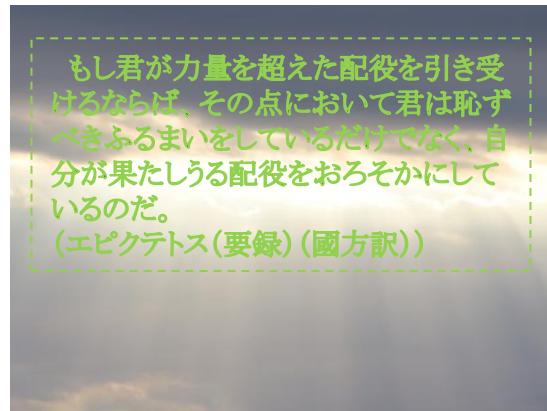
※ 続きは Page 3-2 (会員) で記載しています。

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。

2024年は拙い内容にもかかわらず、お付き合いください感謝申し上げます。ありがとうございました。  
2025年(令和7年)も実務に役立つ基本となる情報を発信してまいります。引き続きご覧ください幸甚です。

## 月刊 こう食品法令 【2025年 10号】



もし君が力量を超えた配役を引き受けるならば、その点において君は恥ずべきふるまいをしているだけでなく、自分が果たしうる配役をおろそかにしているのだ。  
(エピクテトス(要録)(國方訳))

著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複写・引用等の使用は禁止されています。